

原著

日本赤十字社の災害救護関連規則の歴史

川原由佳里¹⁾吉川 龍子²⁾川島みどり³⁾

要 約

本論文では、明治以来のわが国における災害救護関連規則の発展過程とともに、日本赤十字社における災害救護関連規則の成立と発展の経緯を辿り、そのプロセスに影響を及ぼした当時の社会背景、時代の思想、起こった災害や戦争などの要因を探ることを目的とした。結果、戦後まで日本赤十字社の災害救護は規則上、もっぱら活動の部分のみ規定され、準備については戦時救護のものを援用するなど、戦時救護に比べてつねに従の立場に置かれていた。しかし終戦までの災害時の救護派遣件数は戦時を上回り、規則上も災害の範囲を拡大し、迅速かつ懇切な対応が可能にするための組織づくりと活動内容の拡大に向けた改正が行われていたことが明らかになった。明治以来のわが国の法律が災害時の応急的な生活保護を主眼としていたことを考えると、日本赤十字社はあらゆる災害で迅速な人命救助を行うシステムと人間尊重の文化を醸成したという意味で、近代以降の災害救護の歴史に新たな分野を開いたとみることができる。今後は以上の規則のもとに行われた各時代の災害救護活動の実際やその活動に対する人々の認知について研究していきたい。

キーワード：日本赤十字社、災害救護、災害看護

1. はじめに

日本赤十字社の前身である博愛社は、1877(明治10)年の西南戦争の折、諸外国の赤十字社にならって戦時の傷病者を敵味方の別なく救護することを目的として設立された。その後1886(明治19)年に政府のジュネーブ条約の加盟にともない、翌年の1887(明治20)年に日本赤十字社と改称した。その社則第一條には「戦時ノ傷者病者ヲ救療愛護シカメテ其苦患ヲ軽減スルヲ目的トス」¹⁾とある。しかし日本赤十字社となつてはじめての救護活動は、1888(明治21)年の磐梯山噴火における災害救護であった。これは国際的にも赤十字が災害救護にあたった初期のものと言われている²⁾。

その後、1945(昭和20)年の太平洋戦争終結までの間に、日本赤十字社が戦時救護以外に平時救護(災害救護と臨時救護を含む)として救護員を派遣した件数は14,634件にのぼり、派遣した救護員は209,557人、取り扱った患者も延べ3,756,657人に及ぶ。その内訳は災害救護が526件、臨時救護が14,108件である。さらに災害救護の内訳をみると風水害が148件、ついで火災が269件、暴動25件、地震19件、列車事故17件、伝染病流行9件、船舶遭難7件、津波7件、噴火6件の順で、その他19件となっている³⁾。このように設立以来の目的を、ジュネーブ条約に基づく戦時救護としながらも、日本赤十字社はわが国の災害救護において大きな役割を果たしていた。

戦後は、戦争を放棄したわが国の憲法のもとで、1947(昭和22)年の「災害救助法」と1961(昭和36)年の「災害対策基本法」のもと日本赤十字社の役割があらたに規定された。これによって日本赤十字社は指定公共

1) 3) 日本赤十字看護大学

2) 元日本赤十字看護大学司書

機関となり、①政府の指揮監督の下に救助に関し、地方公共団体以外の団体または個人が行う自発的協力の連絡調整を行うこと、②救護班の医療の範囲は医療、助産、死体処理、死体の洗浄・縫合・消毒などの処置および検案であるとも規定され、その具体的事項については厚生省との協定(昭和23年6月23日社発第94号、昭和34年8月18日社発第428号)で詳細に定められており、災害発生時には、災害対策本部よりの要請により救援活動を行わなければならない義務を有することになった⁴⁾。

周知の通り、わが国はその気象風土的な特性から災害に繰り返し見舞われてきた歴史をもつ。現代とは時代背景は違えども、災害はその規模が大きければ町や市全体が呑み込まれ、大勢の人々が死に至ることもある。罹災者救護に関する法律の成立過程に関する歴史やその背景にある思想や要因を知ることは、現在や将来の災害救護のあり方を展望するうえで重要と考える。

そこで本論文では、明治以来、1961(昭和36)年までのわが国における災害救護関連規則の発展過程とともに、日本赤十字社における災害救護関連規則の成立と発展の経緯を辿り、そのプロセスに影響を及ぼした当時の社会背景、時代の思想、起こった災害や戦争などの要因を探ることを目的とした。

2. わが国における災害救護関連規則の成立過程

日本赤十字社の災害関連規則の成立過程を理解するために、その背景となる明治以来のわが国の政府による救護対策について、吉田らの書⁵⁾を参考に振り返っておきたい。

1) 1871(明治4)年「窮民一時救助規則」

古くから災害に対する立法処置はあったが、本格的な法制は「窮民一時救助規則」に始まる。1869(明治2)年前後にしばしば災害が起こり、その都度新政府は賑血を行い、災害などの救恤の専行権を地方に委譲してきた。1871(明治4)年11月27日太政官達第623号県治条例中の「窮民一時救助規則」⁶⁾は、「一、水火ノ難」の罹災者に関する三ヶ条と「水旱非常の天災」の罹災者に対する一条からなる。コメの支給基準や家屋再建不能者への建築費貸与、農具代の貸与、種もみの貸与の基準が定められ、4年後の1875(明治8)年には災害の範囲に流行病、洪水などの広域災害、耕牛馬の変災が、また救助措置には仮小屋の設置や炊き出しが加わ

り、全七条の構成となった⁷⁾。ここでの救助とは、災害罹災窮民に対する応急的保護を指していた。

2) 1880(明治13)年「備荒儲蓄法」

1880(明治13)年太政官達第31号「備荒儲蓄法」は20年間の時限立法で、政府が10年間毎年120万円を支出し、うち4分の3を府県の地租額に応じて分け、それを財源にした。「非常ノ凶荒不慮ノ災害ニ罹リタル窮民ニ」対し、30日以内の食料の供与や、小屋掛け料は一戸10円以内、農具・種もみ代は一戸20円以内という救助を行うとした。中央政府による備蓄は濃尾地震(1891年)や三陸地震津波(1896年)のほか、各地の洪水で大いに役だった。しかしこの時期、大規模災害が頻発したこともあって、中央政府の備蓄が支出され尽くしてしまった。

3) 1899(明治32)年「罹災救助基金法」

1899(明治32)年、政府は府県ごとに基金を独立させて設置する「罹災救助基金法」(法律第77号)を施行することにした。各府県は50万円を最少額とした基金を用意し、「非常災害ニ罹リタル者」に対し、(1)避難所費、(2)食料費、(3)被服費、(4)治療費、(5)埋葬費、(6)小屋掛け費、(7)就業費を原則現物支給とし、支給基準は地方ごとに規定するとした⁸⁾。その後の9回の改正のなかで(8)学用品費、(9)運搬用具費、(10)人夫賃なども支給対象となった。

この法律はその後、明治、大正、昭和22年まで続いたが、高橋⁴⁾や中川⁹⁾によれば、地方の財政力の違いや救助に対する考え方の相違などから、救助の実態には濃淡があり、救助活動が各府県でばらばらで不徹底にわたりやすく、関係機関相互の連絡に統一を欠くことが多かったといわれている。

4) 1942(昭和17)年「戦時災害保護法」

1942年2月「戦時災害保護法」が公布された。保護の対象は、戦時災害により危害を受けた帝国臣民である本人・家族・遺族と規定されている。保護には救助・扶助・給与金の三種類があり、居住地の地方長官が保護を行うことになっていた。しかし決戦下ではその保護がどこまで行われたかは疑問とされている。

5) 1947(昭和22)年「災害救助法」

近代的な災害対策に関する法律「災害救助法」は、1946(昭和21)年の南海大地震を契機に定められた。当初の救助の種類として法であげた内容は(1)収容施設の供与、(2)炊き出しその他の食品の供与、(3)被服、寝具その他生活必需品の供与または貸与、(4)医療及び助産、(5)生業に必要な資金、機具または資料の給与ま

たは貸与、(6)学用品の給与、(7)埋葬、(8)前各号に規定するもののほか、命令で定めるものとし、現物支給が原則で、特に必要と認められる場合に限って金銭の支給とした。

その趣旨は非常災害時の応急救助であり、復旧対策や生活保護は含まれていないが、ここにいたって救助として医療及び助産が明示されることになる。1953(昭和28)年の改正では、救助の種類に(1)飲料水の供給、(2)災害にかかったものの救出、(3)災害にかかった住宅の応急修理が加えられ、収容施設の中に応急仮設住宅が含まれた。

6) 1961(昭和36)年「災害基本対策法」

前の「災害救助法」にて一応の骨格をなしたかに思えたが、1959(昭和34)年の伊勢湾台風による大災害が、これまでのわが国の防災対策について大きな反省と教訓をもたらし、広域災害に対する新しい時代の構想を必要とするに至り、災害予防や復旧を含めた総合的な「一般法」として、1961(昭和36)年「災害対策基本法」(法律223号)が成立した。

以上を振り返ると、わが国における災害対策は、法的には天災時の応急的保護であり生活支援が主とされていた。実際には赤十字のように、人命救助にあたる個人や団体はあったのだが、法的には太平洋戦争以降になってはじめて医療や助産が含まれる。以上の規則と日本赤十字社における災害救護関連規則とを表1の年表に記した。

3. 日本赤十字社における災害救護関連法の成立と発展のプロセス

1) 1888(明治21)年より1891(明治24)年まで

社則外の救護

先にも述べたとおり、日本赤十字社はジュネーブ条約に基づく戦時救護を目的とする団体として1877(明治10)年に設立された。それから1892(明治25)年に社則に災害救護における活動が加えられるまでに、磐梯山噴火、トルコ軍艦沈没事故、濃尾地震で社則外の災害救護活動を行った。

1888(明治21)年7月15日に発生した磐梯山噴火では、7月19日皇后陛下より救護員派遣の内旨があり、7月20日3人の医師の救護員が派遣されている。災害発生から時間が経過してからの救助活動であったことや、土砂により生き埋めになった者が多く、負傷者が少なかったことなどから救護活動は後継の者へと引き継が

れ、日本赤十字社の救護は25日をもって終了した¹⁰⁾。これが日本赤十字社としては初の災害救護であり、先にも述べたとおり、国際的にも赤十字が災害救護に従事した初期のケースと言われている。

1890(明治23)年9月16日トルコ軍艦が紀州沖で沈没した。死者587名、かろうじて大島に泳ぎついた63名が救助された。この63名は軍艦にて東京に移送し、慈恵会医院に入院療養の予定であったが、それよりも先に兵庫県和田岬仮病院に移送されたこともあり、日本赤十字社は医員2名、看護婦2名を出張させ、21日より手当を行った。ここでは日本赤十字社病院に従来から勤務していた看護婦たちが初めて参加している。「言語は通ぜず、その上遭難者も初めは我が医員や看護婦たちを信用せず」、治療看護は困難をきわめたようだが、「やがて誠意は漸次先方に通じて、よろこんで治療を望み、大いにその労を感謝されるに至った」と記されている^{11,12)}。救護員は10月3日にはいったん引き上げた。生存者はドイツ軍艦の軍医によって治療された者を除いて1名の死亡者も出さず、全快し、本国に無事帰還された¹³⁾。

1891(明治24)年10月28日濃尾地震が発生した。愛知・岐阜両県でマグニチュード8.4の烈震を記録する。死者7273人、家屋全壊8万棟の未曾有の大災害となった。明治25年4月に発行された『愛知岐阜両県震災救護成績報告』¹⁴⁾には、地震の翌日の29日に愛知縣知事から、30日に岐阜縣知事から、本社救護員の派出要請の電報が打たれ、日本赤十字社はいずれも皇后陛下御内諭としてその日のうちに救護員を派遣している。愛知に向かって出発した班は30日夜に名古屋に到着、翌31日から愛知県小折村にて救護活動を開始、また岐阜へ向かった班は31日の夕方に岐阜に到着し、10月1日から岐阜県古橋村で診療を開始した。結果、本社・京都支部あわせて4,610人の罹災民を救護した。当時の新聞によれば、発生後72時間の初期救護は、被災した医療従事者や市民によって行われ、日本赤十字社や慈恵会などの仮病院は、その後の救護を引き継いだ¹⁵⁾。

これら3つの災害における救護活動はいずれも日本赤十字社にとっては社則外の活動であった。『日本赤十字社史稿』(以下、社史稿とする)でも「当時本社ハ社則以外ノ事業ナリシニ拘ラス畏クモ皇后陛下仁慈ニ恩旨ヲ奉シテ」救護員を派遣したと記述している。皇后陛下より本社救護費として、磐梯山の救護では金貳百圓、土耳其軍艦の救護には金五百圓、濃尾震災の救護には金五百圓、皇太后陛下より京都支部に濃尾震災救

表1 日本赤十字社の災害関連規則の年表

西暦(年)	元号(年)	日本赤十字社の災害関連規則の概要 関連する主な出来事	政府による災害救護対策の概要 日本赤十字社条例・法
1871	(明治4)		1871(明治4)年窮民一時救助規則 (太政官達第623号県治条例中) 【対象】水火ノ難 水旱非常ノ天災、4年後の改正により流行病、耕牛馬ノ変災も 【内容】コメの支給、建築費貸与、農具代の貸与、種もみの貸与、仮小屋の設置、炊き出し
1877	(明治10)	西南戦争 博愛社設立 1885(明治19)日本赤十字社と改称 「皇后陛下慈仁ニ恩旨ヲ奉シテ」 下記救護を実施(皇后陛下下賜金による)。 1888(明治21)磐梯山噴火 1890(明治23)トルコ軍艦沈没事故 1891(明治24)濃尾地震	1880(明治13)年備荒儲蓄法(太政官達第31号) 【対象】非常ノ凶荒不慮ノ災害 【内容】食料供与、小屋掛け代、農具・種もみ代給付
1892	(明治25)	社則変更 ①第一條ノ目的ノ外、臨時天災ノ場合ニ於ケル負傷者ヲ救護ス これを受けて翌年の明治26年「看護婦養成規則」改正 1894(明治27)日清戦争(～28) 1896(明治29)三陸津波・秋田・岩手県境地震	1899(明治32)年罹災救助基金法(法律第77号) 【対象】非常災害、多数ノ人民同一ノ災害ニ罹リタルトキ 【内容】避難所費、食料費、被服費、治療費、埋葬費、小屋掛け費、就業費を原則現物支給、その後の改正で学用品費、運搬用具費、人夫賃等も支給
1900	(明治33)	天災救護規則(第10号) 【対象】天災：震災、風災、火災、火炎トス 【経費】準備は戦時救護のものを用いる。 活動に要する経費は寄付金とし、不足分は会計規則に則り支出。 1902(明治35)福井市大火での救護 1904(明治37)日露戦争(～38) 1904(明治37)天災救護規則改正(本達第16号) 【対象】汽車船舶及び群衆の遭難、地盤崩壊を加える 【経費】支部臨時費とし、不足の場合は本社臨時費 【改正の要点】天災救護を支部の事業とする 1905(明治38)東京・日比谷焼討ち騒動 1907(明治40)コレラ患者発生 1910(明治43)関東・東北地方水害 同年 臨時救護規定	1901(明治34)年日本赤十字社条例(勅令第223号) 1910(明治43)年日本赤十字社条例改正(勅令第228号)
1911	(明治44)	災害救護規則(本達甲第18号) 【対象】天災事変その他公衆の災害 【経費】準備は戦時救護のものを用いる。 活動に要する経費は救護を実施する支部が支出 【要点】災害に人為災害が加わった 1914(大正3) 桜島噴火・風水害 第一次世界大戦(～1918) 1916(大正5) 東京：台風と津波 1922(大正12) 災害救護規則改正 1923(大正12) 関東大震災 臨時震災救護部規則(第7号) 【対象】震災火災 1927(昭和2) 北丹地方震災 1928(昭和3) 災害救護規則改正(本達甲第12号) 1930(昭和5) 豆相地方震災 1933(昭和8) 三陸地方震災・津波(3千人) 1934(昭和9) 函館大火災・関西風水害(室戸台風) 1935(昭和10) 台湾震災 1936(昭和11) 新島震災 1937(昭和12) 富山県氷見町大火 1942(昭和17) 災害救護規則改正(本達甲第25号) 1942(昭和17) 山口県風水害 1943(昭和18) 鳥取地震 1944(昭和19) 東南海沖地震 1945(昭和20) 三河地震 1946(昭和21) 南海震災 1948(昭和23) 福井地震 1952(昭和27) 十勝沖地震 1953(昭和28) 西日本・近畿台風13号 1954(昭和29) 洞爺丸台風	1938(昭和13)年日本赤十字社条例改正(勅令第635号) 1942(昭和17)年戦時災害保護法(法律第71号) 【対象】戦時災害により危害を受けた帝国臣民である本人・家族・遺族 【内容】救助・扶助・給与金の三種類 1947(昭和22)年災害救助法(法律第18号) 【対象】多数者の生命又は身体・住家の危害、被害地域の孤立により罹災者の救出に特殊の技術が必要になる状態 【内容】(1)収容施設の供与、(2)炊き出しその他の食品の供与、(3)被服、寝具その他生活必需品の供与または貸与、(4)医療及び助産、(5)生業に必要な資金、機具または資料の給与または貸与、(6)学用品の給与、(7)埋葬、(8)前各号に規定するもののほか、命令で定めるもの、後の改正で(1)飲料水の供給、(2)災害にかかったものの救出、(3)災害にかかった住宅の応急修理が追加、収容施設に応急仮設住宅が含まれた。
1955	(昭和30)	救護規則(本達甲第4号) 【対象】災害 【経費】準備と活動に関する費用を支部が支出 1957(昭和32) 諫早水害 1958(昭和33) 狩野川台風 1959(昭和34) 伊勢湾台風	日本赤十字社は、医療と助産、医療救護資材の整備、民間団体及び個人の救助に関する連絡調整、奉仕団の結成、災害資金の造成に協力する。 1952(昭和27)年日本赤十字社法(法律第305号) 1961(昭和36)年災害対策基本法(法律第223号) 【対象】暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発その他その及ぼす被害の程度においてこれらに類する政令で定める原因により生ずる被害 日本赤十字社は防災計画の作成、法令に基づく実施、国、都道府県、市町村の行う防災業務に協力、自らの業務を通じて防災に寄与する

護費として金百円が下賜された¹⁶⁾。

なお1980(明治23)年4月から日本赤十字社病院を養成施設として、看護婦の養成を開始しており、濃尾地震では当時ちょうど一年半の学業を終えて、実務についたばかりの第1回生十名全員が参加した^{17,18)}。しかし日本赤十字社の『社史稿』ならびに『看護婦養成史料稿』には、卒業生である看護婦たちの濃尾地震での初めての活躍についての記録はない。社則外の活動であったことも理由として考えられるが、災害救護にあたった医員の氏名などが記述されていることから考えると、女性の活躍を取り立てて記録しない時代の特性も影響したのだろう。

2) 1892(明治25)年 社則変更

1892(明治25)年には日本赤十字社々則が変更され、従来の戦時救護だけでなく臨時天災救護も施行するという規定を加え、災害救護が日本赤十字社の一事業としてようやく位置づけられた¹⁹⁾。あわせて翌年の1893(明治26)年には上記の社則変更を受けて、日本赤十字社看護婦養成規則も変更され、看護婦養成の目的にも天災に関わる傷病者の看護が加えられた²⁰⁾。

1892(明治25)年「日本赤十字社々則変更」

本社ハ第一條ノ目的ノ外左ノ事業ヲ兼行スルコトアル可シ

臨時天災ノ場合ニ於ケル負傷者ヲ救護スル事

前件ノ費用ハ特ニ有志者ノ寄附金ヲ募集シテ補充スル事

『日本赤十字社沿革史全』 49頁 1903年

1892(明治25)年「看護婦養成規則改正」

明治二十六年九月看護婦養成規則ノ一部ヲ改正セリ其ノ要旨次ノ如シ。

イ 養成ノ目的中天災ニ係ル傷病者看護ヲ加フ。

『看護婦養成史料稿』 15頁 1927年

この変更の経緯について、『社史稿』は次のように説明している。(1)赤十字社は戦争における軍人の傷病者の救護を唯一の事業としているが、もともと人類共愛の至誠より発しているため、変災に際して類多の傷病者を生じ、救護十分でなく長く苦痛の境に呻吟させ、または期を逸して死に至らせるなどは最も遺憾である、(2)また、戦時に対する人員材料は常に運用し、その利害を研究調査して改良進歩を図ることが必要であり、その点で天災救護は戦時救護の練習に資するところがあること、(3)海外同盟各社の方針もようやくにして平時事業の範囲を拡張する傾向があることをあげ、あわせて(4)皇室の恩眷は赤十字社がますます広く慈愛の道に尽くすことであることをあげている²¹⁾。

なおこの社則変更の2年後である1894(明治27)年には、日清戦争での戦時救護が行われた。しかし戦時のみならず、同年8月には福井県下の大水害、1896年には京都・大阪・兵庫・新潟・岐阜・石川の各府県の水害、秋田・岩手の震災での救護が行われている。とくに1896(明治29)年6月15日の三陸津波は大規模な災害であった。宮城県以北海上にてマグニチュード7.6の地震が発生し、その津波による被害は宮城、岩手、青森の3県に及び、死者21,780人、負傷者4,113人。家屋流出19,098棟という被害がでた。最初に医員及び看護婦を派遣した岩手支部からの報告により徐々に被害が甚大であることを知った本社は、17日医員1名看護婦3名の第一陣を岩手県に派遣、6月19日に宮古に到着し、救護活動を開始した。『日本赤十字社発達史』²²⁾によれば、最終的には175人の救護員を派遣、患者総数は4957人人で、救護費用として貳萬五千元委譲の多額を支出し、それまでの災害救護のなかで最大のものとなった。

日本赤十字社の看護婦同方会の会誌『同方』創刊号には三陸津波の看護に携わった数名が、白衣を短く来て、黒脚絆、外套と水筒を肩にして、盛岡まで汽車、それから徒歩で二十里以上を山越えし、災害地へ行ったこと、「津波に浸された創が腐敗して蛆がわいている」など、「創の不潔さが想像以上であった」など、当時の思い出を語っている²³⁾。

3) 1900(明治33)年「日本赤十字社天災救護規則」

1900(明治33)年これまでの災害救護での実績をふまえ、「日本赤十字社天災救護規則」²⁴⁾がつくられた。この時期にはわが国の災害対策にも変化があった。備荒儲蓄を濃尾、三陸の災害によって支出し尽くしてしまった政府は、1899(明治32)年、府県ごとに基金を独立させて設置する「罹災救助基金法」を施行した。また日本赤十字社でも、戦時救護の体制づくりとして、1898(明治31)年には陸軍大臣及び宮内大臣の認可を得て「戦時救護規則」を、明治32年には海軍大臣及び宮内大臣の認可を経て「海軍傷病者救護規則」が制定されている²⁵⁾。1901(明治34)年12月には日本赤十字社条例(勅令第223号)が公布された。その第一条には「日本赤十字社ハ陸軍大臣海軍大臣ノ指定スル範囲内ニ於テ陸海軍ノ戦時衛生勤務ヲ幫助スルコトヲ得」とある²⁶⁾。

1900(明治33)年7月制定「日本赤十字社天災救護規則」

第一條 本社ニ於テ救護ニ従事スル天災ノ種類ハ震災、風災、水災、火災トス

第二條 前條ノ天災ニ於テ多數ノ傷病者ヲ生シ地方當

該官廳ノ救済及ハサル場合ニ當リ其官廳ヨリ依嘱ヲ受クルカ若クハ本社又ハ支部ニ於テ其必要ヲ認メタルトキハ當該官廳ノ許可ヲ得テ救護事業ヲ實施ス

第三條 氣車、船舶又ハ群衆ノ遭難若クハ地盤崩壊等ノ事變ニ於テ多數ノ傷病者ヲ生シ當該官廳ノ救済及ハサル場合ニ當リ其官廳ヨリ依嘱ヲ受クルトキハ天災救護ニ準シ之ニ應スルコトヲ得

第四條 救護ノ事業ハ東京府管内ニ在テハ本社ニ於テ之ヲ實施シ地方ニ在テハ社長ノ指示ヲ受ケテ支部長ノヲ行フ但事態重大ナリト認ムルトキハ特ニ本社ヨリ理事員ヲ派遣シテ監督セシムルコトアルヘシ

第五條 救護ニ要スル人員材料ハ戰時ノ救護規則ニ於テ準備スルモノヲ以テ之ニ充ツルヲ例トス但被服寝具ハ別表ニ據ル

『日本赤十字社天災救護規則』 1-2頁 1990年

天災規則を設ける理由について、『社史稿』は次のように述べている。人道上、災害救護の必要性はいうまでもないが、日本赤十字社にとっては戦時救護があくまでも主であること、この規則は従来実施してきたものを規定したにすぎない。また「之ニ對スル一定ノ規則ナク随テ救護員派遣ノ範圍程度又ハ費用ノ支出等自

ラ區々ニ涉ラサルヲ得ス²⁷⁾ といった事情も語られている。災害発生時、毎回のように災害救護の範囲、費用等の検討が必要とされる煩雑さもあったのであろう。実際、この規則は天災救護の活動面のみを規定するものであり、それに要する人員材料は戦時救護規則に於いて準備するものを充当することが決められていた。

1904(明治37)年5月には「天災救護規則」が改正される。改正の要点は、災害救護を本社ではなく支部の事業とすること、その費用も本社非常部会計ではなく、支部が臨時に支出することとした。濃尾震災、三陸津波は別として、ほとんどの災害が救護班や病院組織によって行われる大規模な救護ではないこと、また救護の実施に際しては傷病者の数を確認している暇などなく、それまでの規則は多くの場合、実情に適さず、不便であるとの理由が書かれている。費用に関しても本社と支部との往復を重ねて手続きが煩雑であった。こうしてこの改定により、各地で起こった災害に対してより迅速な対応をとることができる。以上の改正が加えられ、以前は別途定められていた救護員給與規程の條項がこれに編入され、天災救護規則は全体として5章24條の構成となった²⁸⁾。

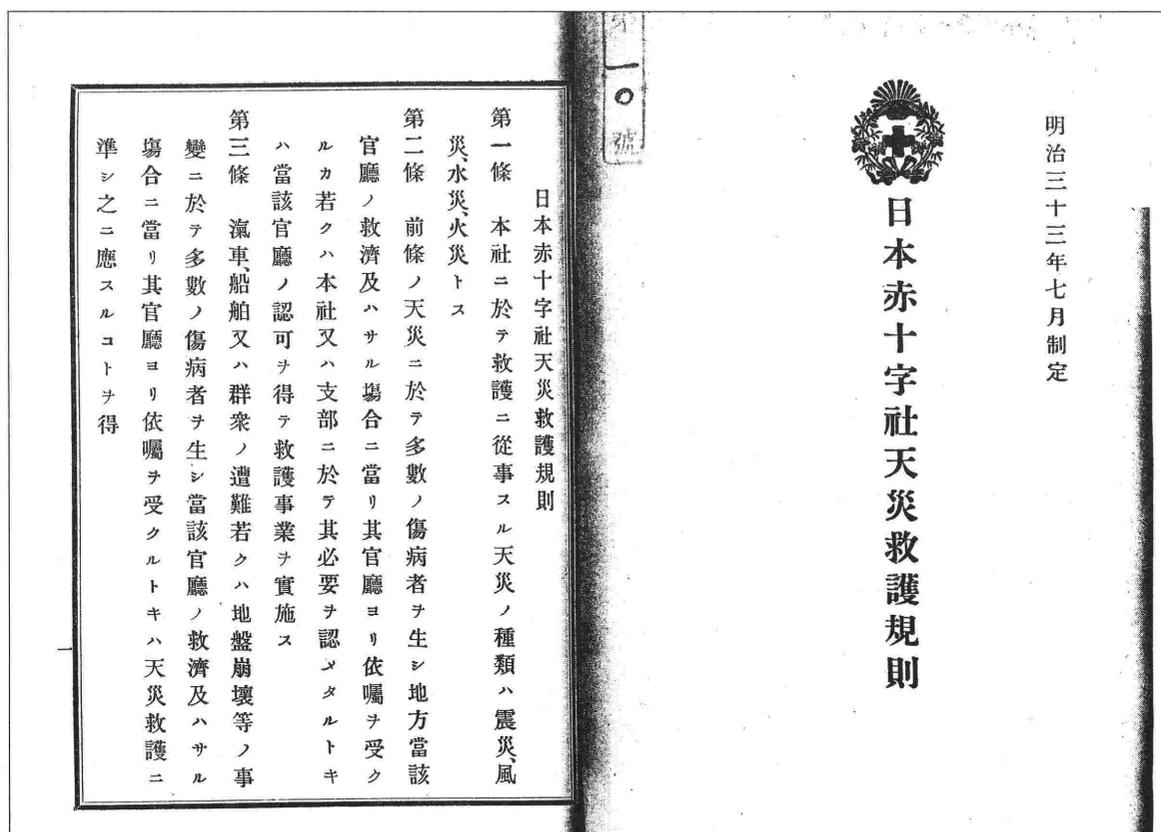


写真. 日本赤十字社天災救護規則 1900(明治33)年7月制定

1904(明治37)年5月改定「日本赤十字社天災救護規則」

第一章 總則

第一條 天災救護ト稱スルハ震災、風災、水災、火災ニ際シ傷病者ヲ生シタル場合ニ方リ之ヲ救護スルヲ謂フ汽車、船舶及ヒ群衆ノ遭難若ハ地盤崩壊等ノ爲ニ生シタル傷病者ヲ救護スルモ亦之ニ準ス

第二條 天災救護事業ハ其地方支部ニ於テ執行シ社長之ヲ監督ス

第二章 救護實施

第三條 天災救護事業ハ支部長地方官廳ノ依嘱ヲ受ケ又ハ地方官廳ニ交渉シタル後被害ノ状況ヲ社長ニ急報シ其承認ヲ得テ之ヲ實施ス但シ至急救護ヲ要スルトキハ之ヲ實施シタル後承認ヲ求ムルコトヲ得

第四條 天災救護事業ハ當該支部ニ於テ實施スルモ尚ホ救護ノ力足ラサルトキハ隣接支部ニ交渉シテ其應援ヲ求ムルコトヲ得
(中略)

第三章 人員、材料

第八條 天災救護ノ人員、材料ハ戰時救護ニ差支ナキ範圍内ニ於テ支部準備ノモノヲ充用ス

『日本赤十字社例規類纂』 187頁 1910年

なお1904(明治37)年2月には日露戦争(～38年)が勃発している。第三章「人員、材料」第八條の「戰時救護に差支ナキ範圍内ニ於テ」という文も注目される。同年の改定は国家間の情勢を念頭においたものとも受けとめられる。

しかし日本赤十字社は、日露戦争後も戦時救護以外の平時事業を拡大した。1905(明治38)年には東京日比谷焼討ち騒動もあり、日本赤十字社は社員総会、陸海軍招魂祭など、「多数人ノ群衆ノ場合ニ方リ臨時ニ不慮傷病者ノ救護ヲ行フ」²⁹⁾として、1907(明治40)年に「臨時救護」を定めている(1910(明治43)年に「臨時救護規定」となる)³⁰⁾。また1906(明治39)年に開催された第8回赤十字条約改正会議(ジュネーブ)の決議に基づいて、結核病患者の救護を実施するため1913(大正2)年には「赤十字国際会議結核予防撲滅準則」を公表した³¹⁾。

5) 1911(明治44)年「災害救護規則」

1911(明治44)年の「災害救護規則」²⁸⁾が制定され、これにより1904(明治37)年改定の「天災救護規則」と1910(明治43)年「臨時救護規程」は廃止された。

1911(明治44)年「日本赤十字社災害救護規則」

第一條 災害救護トハ天災事變其ノ他公衆ノ災害ニ基因スル傷者及病者ヲ救護スルヲ謂フ

第二條 災害救護ハ迅速且懇切ニ應急救護ヲ行フモノトス

第三條 災害救護ハ當該地方ノ支部之ヲ施行ス

災害ノ状況ニ依リ救護力足ラサルトキハ支部長ハ社長ニ具申シテ援助ヲ求ムルコトヲ得
社長前項ノ請求ヲ受ケタルトキハ他ノ支部ヲシテ援助セシメ又ハ本部ヨリ援助ス(中略)

『社史稿第三卷』 748-753頁 1929

翌年に演説された内容を記した小澤男爵の演説「災害救護規程設定の趣意に就て」³²⁾では、わが国では海外各赤十字社が行っている災害救護と意を同じくする救護活動をこれまでに行ってきたが、「災害」に比べると「天災」という用語ははなはだ範囲が狭く、諸外国には理解されにくい、そのために今回「災害」という用語を用いて規則を制定することにしたと書かれている。これにより、救護の対象は天災事変のみならず、あらゆる災害に起因する公衆の傷者病者が含まれることになった。また救護はプライベートではなく、公的な側面をもつこと、貧困者の救護は赤十字の守備範囲ではないことが説明されている³³⁾。

またこの規則の制定により、1904(明治37)年改正の「天災救護規則」における一文「人員、材料ハ戰時救護に差支ナキ範圍内ニ於テ」が、戦時には災害救護の施行を止めるべきかという論結を生じ、はなはだ不都合であったとの反省により、取りやめられた。天災救護規則のもとでの準備については、患者百人分の衣類を用意することができると規定されていたものの、支部によっては戦時の救護の準備に全力を注ぎ、平時の準備が薄弱となっていたとの反省も書かれている。なお、この規則の制定により、災害救護には実務練習中の看護婦及び看護人生徒も使用できることになった³²⁾。

なお、同演説には、1912(明治45)年開催予定の米国ワシントンでの第9回国際赤十字会議の附設展の出品に困ったあげく、その一つに過去五年間に実施した災害救護の成績を立派に編述して発表する方針をとったことが記されている³²⁾。これを見ると、この時代の日本の赤十字にとって災害救護の実績はむしろ世界に向けてアピールできる側面であったことがうかがわれる。

以降、「災害救護規則」は1920(大正9年)、1922(大正11)年、1928(昭和3)年、1942(昭和17)年に小さな改定を重ねている。うち1920(大正9)年3月に行われた改正は、災害救護に従事した救護員が職務に起因して傷痕疾病に罹り、または死亡した場合の手当金に関するものである。同年9月にも物価高騰により同部分の一部改定が行われている³⁴⁾。1922(大正11)年と1928(昭和3)年の改正理由は不明だが、1942(昭和17)年の改定には、災害の状況により救護力が不足し、緊急でやむを

得ない場合、支部は直接隣接する支部長に交渉して援助を求めることができることなどの変更が見られる³⁵⁾。

6) 1923(大正12)年「臨時震災救護規則」関東大震災

1923(大正12)年9月1日午前11時58分関東大震災が発生した。相模灘を震源に地震(マグニチュード7.9)が起き、被害は東京、神奈川、千葉、埼玉、静岡、山梨の1府6県にわたったが、これに伴う火災、津波による二次災害も加わった。倒壊、焼失、流出家屋592,264戸、死者99,747人、負傷者102,961人、行方不明38,782人。特に東京、横浜(神奈川)が壊滅的打撃を受けた。

震災は日本赤十字社本社建物も焼き尽くし、一脚の卓子さえ残さなかった。東京支部と神奈川支部の震災直後に活動を開始し、各支部は本社の召集を待たずに東京横浜方面に出動した。日本赤十字社は仮事務所を設置し、本社病院、産院に救護活動に当たらせると同時に、全国地方支部に命じて救護班の来援を要請した。一方、備蓄救護資材の全部を焼失したので百方手を尽くして救護材料の調達をはかり分配、補給のみちを講じている³⁶⁾。

先の「災害救護規則」の上では、被災地の支部が主としてその任に当り、その救護力の足りない場合他支部または本社の援助を求めることになっていたが、それでは到底対応しきれないとの認識のもと、本社は9月6日理事会を招集し、救護に関する諸種の計画を協議し、更に9日常議を開いて臨時震災救護部を設置すること、これに関する規則を決議し、救護費予算を編成した。これが「臨時震災救護規則」³⁷⁾である。

1923(大正12)年「日本赤十字社臨時震災救護規則」

第一条 日本赤十字社は臨時震災救護部を設け社長之を監督し震災火災に罹りたるものの救護に関する事務を掌理せしむ
職員は部長、視察員、課長及び書記とし必要に依り顧問、嘱託員を置くこと
『社史稿第4巻』 271頁 1957

9月11日には仮事務所を麴町区(今の千代田区)の東京支部内に設置、当時の平山社長は自ら部長として尽力した³⁸⁾。こうして体制を整え、地震発生以来、1924(大正13)年6月までの10カ月間で、日本赤十字社の派遣した救護人199万7千余人、救護班は130に達し、東京方面に44カ所、神奈川県方面に35カ所の臨時救護所が開設され、罹災傷病者の救護に活動した。その経費は五百万円に達し、日露戦争及び第一次世界大戦以上の経費であったと記録されている³⁹⁾。

以後、関東大震災から終戦まで、大きなものだけで

も1927(昭和2)年北丹地方震災、1930(昭和5)豆相地方震災、1933(昭和8)三陸地方震災・津波、1934(昭和9)函館大火災、関西風水害(室戸台風)、1935(昭和10)台湾震災、1936(昭和11)新島震災、1937(昭和12)富山県氷見町大火、1942(昭和17)山口県風水害、1943(昭和18)鳥取地震などで救護活動を行っている。いずれも「日本赤十字社災害救護規則」に基づく救護活動である。日中戦争を経て、太平洋戦争へと向かう頃には、戦時救護に全力を注ぎ、傷病将兵の救護に邁進しながらの救護活動であったと考えられる。

1944(昭和19)年12月7日には、熊野灘沖を震源として東南海沖地震(マグニチュード8.3)が起こり、これに大津波が発生した。全壊家屋26,141戸、半壊家屋46,950戸、流出家屋3059戸、死者998人、重傷者2135人とされている。しかしながら戦意高揚に繋がる報道以外の情報は完全に統制され、記録自体が消滅・散逸していることなどから、被害の全体像がなかなかつかめない。また年明けの1945(昭和20)年1月13日には続けて渥美湾を震源とし、三河地震が起こった。『日本赤十字社愛知県支部百年史』⁴⁰⁾では、東南海地震に際して支部は名古屋赤十字病院(現名古屋第一赤十字病院)への救護班の出動を命じ、医師二人、看護婦六人の2個班の救護班を派遣して負傷者300人の救護にあたったとの記録がある。また三河地震でも記録は残っていないが大被害を受けた幡豆群西尾町(現西尾市)へ名古屋赤十字病院から救護班が出発している。当時の状況はこの救護に携わった看護婦長の手記から知ることができる。

7) 戦後～1955(昭和30)年「日本赤十字社救護規則」まで

終戦後、新憲法で戦争を放棄した日本の赤十字社は、ジュネーブ条約による戦争救護が解除されたわけではないが、その事業の重点を戦時事業から平時事業に置換えることになった。1947(昭和22)年日本赤十字社は定款を改正し、救護力の準備と計画は災害救護に基づくものとした³⁸⁾。

また同年1946(昭和21)の南海大地震を期に制定された「災害救助法」では、日本赤十字社は災害救助への協力の義務が明記された。この法律は、救助の実践活動、費用などにわたり非常災害の応急救護は国家の責任で行うという基本方針をきめたもので、国が行う災害救護活動には地方公共団体、日本赤十字社などが協力しなければならない旨が明記されている⁴²⁾。また災害にあたっての救護活動の内容などに関して、厚生省

からの詳細な通知によって実施することになった⁴³⁾。

1947(昭和22)年「災害救助法」(法律118号)

第一条 「この法律は、災害に際して、国が地方公共団体、日本赤十字社その他の団体及び国民の協力の下に、応急的に、必要な救助を行い、災害にかかった者の保護と社会の秩序の保全を図ることを目的とする。」

第三十一条の二 日本赤十字社は、その使命にかんがみ、救助に協力しなければならない。

2 政府は、日本赤十字社に、政府の指揮監督の下に、救助に関し地方公共団体以外の団体又は個人がする協力(第二十五条の規定による協力を除く。)の連絡調整を行なわせることができる。

第三十二条 都道府県知事は、救助又はその応援の実施に関して必要な事項を日本赤十字社に委託することができる。

『法令全書』 1947年

これまで日本赤十字社の災害救護は、1892(明治25)年以来、専ら活動の面を決めたもので、その計画、準備の面は戦時救護規則によっていたが、この法律の制定によって、災害のための救護員の確保と救援物資の備蓄に力を注ぐことになった。

日本赤十字社が独自の救護規則である「日本赤十字社救護規則」制定したのは、1955(昭和30)年になってようやくである⁴⁴⁾。これにより従来の戦時関係の救護規則および救護員任用規則その他の規則が廃止され、新しい救護規則のもとに、本社の救護準備と活動が行われるようになった。下記にみるように本社と支部の連携のもとに救護員の確保と救護材料の備蓄などの準備が図られるように体制づくりがなされている。

1955(昭和30)年「日本赤十字社救護規則」(抜粋)

第一条 日本赤十字社定款第四十七条第一項第一号及び第二号の業務(以下「救護業務」という)を円滑に実施するため、本社に災害救護隊策中央委員会(以下「中央委員会」という)を置く

第五条 支部長は、当該支部に置ける救護業務の円滑な実施を期するため、災害救護対策地方委員会(以下「地方委員会」という)を設けなければならない

第七条 社長及び支部長は、災害などの状況に応じ、必要があると認めるときは、救護業務の実施に監視、連絡統制を図るため、臨時に、本社(二以上の支部の地域を対象として設ける必要がある場合を含む)及び支部に災害救護実施対策本部を設けることができる

第九条 救護は、災害等の発生した当該地方の支部長(以下「当該支部長」という)が実施する

第一〇条 当該支部長は、救護上必要があると認めるときは、近接の支部長に対し、その救援を求めることができる

『例規類纂』 203-210頁 1942年

それまでも日本赤十字社は進駐軍の災害通報によって救護活動を行っており、これらの活動やそのための準備は、今述べた「災害救助法」に基づく厚生省との協定が基本になっていた。これだけの期間を要したのは、日本赤十字社は政府のジュネーブ条約復帰と1952(昭和27)年の日本赤十字法の公布まで独自の立場でいろいろなことを決められなかったことによる。

その後、1959(昭和34)年9月26日、紀伊半島潮岬に上陸した台風15号は名古屋市西方を通過し、伊勢湾沿岸一帯に大きな被害を出した(伊勢湾台風)。暴風と高潮による被害は全国に及び、名古屋地方を中心として死者・行方不明者を合わせて約5,000人という戦後最大の衝撃的な被害をもたらした。

この結果、従来の災害関係法令が体系的ではなく、災害対策の責任も不明確で、総合的・有機的な制度として働かなかつた実状が反省され、新たな国家の災害に関する構想がつくられた。「災害対策基本法」はこのようにして1961(昭和36)年制定され、日本赤十字社はこの法律においても指定公共機関としてその立場が明示された⁴⁵⁾。

1961(昭和36)年「災害対策基本法」(法律第223号)

(指定公共機関及び指定地方公共機関の責務)

第6条 指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務に係る防災に関する計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施するとともに、この法律の規定による国、都道府県及び市町村の防災計画の作成及び実施が円滑に行なわれるように、その業務について、当該都道府県又は市町村に対し、協力する責務を有する。

2 指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性にかんがみ、それぞれその業務を通じて防災に寄与しなければならない。

『法令全書』 1961年

現在、日本赤十字社の災害救護活動は、「災害救助法」と「災害対策基本法」で義務づけられており、日本赤十字法及び定款にも定められている。しかしながら現在も、救援が必要か否かの判断は各支部にまかされており、災害が激しければ激しいほど連絡はとれず、実際面では本社支部との連絡をとりつつ、各施設長の判断による救援活動が行われている。

4. 考 察

1) 規則の成立と発展のプロセスとその特徴

日本赤十字社の創立から戦後まで、わが国のさまざまな災害に際して救護を行ったのは日本赤十字社のみではない。しかし日本赤十字社の救護活動は、救護員の人材養成と救護材料の準備に裏打ちされたものであったこと、また国内の体制づくりや軍との関係、国際的なネットワークによって他に類を見ないものであったと考えられる。

にもかかわらず、日本赤十字社では主従の関係でいえば、災害救護はつねに従の立場に置かれていた。規則で規定されていたのは専ら活動の部分だけであり、その準備については戦時救護のものを援用することになっていた。また戦時救護こそが主眼であることがつねに謳われていた。これはジュネーブ条約に基づく戦時救護を設立目的とする日本赤十字社にとっていたしかたのないことであろう。いずれにしろ、人道博愛を理念とする実践をかかげる日本赤十字社にとって、災害における人命救助は重要な責務と認識しての活動であったと考える。

日本赤十字社の災害関連規則の内容については、年代を経て救護活動に関する経験を積むとともに、災害時の迅速かつ懇切な対応が可能になるような改正が行われている。この点は現在、災害救助法と災害対策基本法で義務づけられた日本赤十字社の災害救護でも、伝統として受け継がれている。災害の規模が大きいほど、連絡や交通手段も障害される。救援が必要か否かの判断は現在でも、各支部にまかされており、実際面では本社支部との連絡をとりつつ、各施設長の判断による救援活動が行われている。

また日本赤十字社の災害救護関連規則は、まず天災からはじまり人的災害における救護や人々が大量あつまるところでの救護を含むように改定されてきたこと、またこれら災害時における傷病者の医療や助産による救護を主眼とし、罹災民の生活支援、復旧や生活再建まで拡大してきていることも特徴である。これは「窮民一時救助規則」や「備荒儲蓄」に代表される当時のわが国の法律が災害時の救命救護よりも、罹災民の生活を支え、生活再建に向けての支援に重きを置いていたのと対比することができる。

初期の迅速な活動こそ、災害救護の鍵であることは今日では常識となっている。それも平時から災害救護

のための人員、材料を準備し、訓練を行っているからこそ可能である。どのような災害であっても、またどのような被災者であっても、そこに駆けつけ人命を第一に救助を行う文化を醸成したという意味でも、日本赤十字社はわが国における災害救護の歴史に新たな分野を開いたとみることができる。

一方、現代に目を転じると、1995(平成7)年1月17日の阪神淡路大震災では、都市機能がマヒするほどの甚大な災害となり、救護に関して多くの反省をもたらした。日本赤十字社はこれまでも各時代における救護関連規則に則り、人員材料を準備し、活動のマニュアルを定めてきたが、この出来事をきっかけに看護界では災害救護・看護についての学的探究とその知見の共有を望む声が高まり⁴⁶⁾、新たな動きとして日本赤十字社の救護に関する系統的な研究⁴⁷⁾が始まっている。

現代では過去と違って、いっそう災害は複雑化し、多種多様な個人や団体が救護に関わることでその調整の必要性も高まるなど、より専門的な知識が求められるようになってきている。教育はもちろんのこと、その活動を支える研究基盤を整え、その成果を活用できるかどうか、今後、日本赤十字社がその独自性を発揮し、複雑化する災害場面で期待される役割を果たすことにつながるのではないかと考える。

2) 規則の成立と改定のプロセスに影響した要因

災害関連規則の成立ならびに改定のプロセスをふりかえると、それらに影響を及ぼした要因がいくつか考えられる。

一つは災害そのものであり、わが国の災害対策も、未曾有の災害を契機にそれまでの災害対策を反省し、法律をあらためてきた。規則が制定されるまでも日本赤十字社は磐梯山の噴火やトルコ軍艦の沈没時に救護活動を行っていたが、1891(明治24年)の濃尾地震は大規模なものであり、日本赤十字社としても災害救護の必要性を強く認識したものと考えられる。

災害救護が、本来の目的であった戦時に対する人員の訓練と材料の運用ならびにそれらの改良に役立つことも大きな要因であった。1892(明治25)年の社則改定時をはじめ、1900(明治33)年の天災救護規則や1911(明治44)年の災害救護規則の制定時にも同じ理由が掲げられた。

国内外の情勢も影響している。1910(明治33)年の災害救護規則の制定は、日露開戦に向けた戦時の救護体制づくりが影響した可能性が考えられる。義和団の乱では列強との共同軍事行動に消極的であった日本も、朝

鮮半島が東侵主義的なロシアの手に陥ることには強い脅威を抱いていた。そうした全体事業の枠組みのなかで、天災救護規則が制定されたことが推測される。

また海外各赤十字社の状況も、日本赤十字社のなかでの災害救護の位置づけに影響した。1892(明治25)年の社則変更の際、「海外同盟各社の方針もようやくにして平時事業の範囲を拡張する傾向がある」との記述があった⁴⁸⁾。1911(明治44)年の「災害救護規則」の制定でも、海外各赤十字社と比較して、天災という用語の範囲が狭く、理解されにくいための規則制定であるとの理由があげられた。

しかし災害救護を赤十字の一事業とするという考えは世界では、相当早い段階からあったようである。1916(大正5)年に発刊された『小澤男爵講話百題』には、1869(明治12)年第2回ベルリン、1884(明治17)年第3回ジュネーブで開催された万国赤十字総会ですでに、赤十字社の組織及び方針に、「各社は務めて戦時に於ける職務に相当する慈善事業に協力し、戦闘の如く迅速にして整備せる救助を要する一般の災害に対しては其尽力を与える機能を有す」と明記されていたとの記述がある⁴⁹⁾。そうなるとわが国においても早い時期から、日本赤十字社の一事業として災害救護を念頭においていた可能性もある。

一方、1911(明治44)年に制定された「災害救護規則」は、小規模な改定はあっても、太平洋戦争の終戦まで大規模な改定をうけることなく続いた。1901(明治34)年に発令された日本赤十字社条例は、その後1910(明治43)年の改正によって、日本赤十字社が陸海軍の戦時救護に協力することをよりいっそう明記するようになった。特に太平洋戦争の末期には人材や資源も限られていたであろうことから、災害救護規則にいたってはその運用も困窮したものと考えられる。規則が改定された理由もさながら、改訂されなかった理由や戦時という状況との関連で災害救護における活動がどのようであったかも考えるべき課題であろう。

5. おわりに

日本赤十字社の設立目的からして当然ではあるが、規則を見るかぎり災害救護は戦時救護に対して従の立場に置かれていた。しかし大規模な災害に何度も見舞われた明治以来、日本赤十字社は独自に人命救助のための組織作りを進めてきたのであり、近代的な災害対策を模索してきたわが国の歴史のなかで、その果たし

た役割は大きかったと考える。今後はその時代や社会背景のもとで行われた災害救護活動の実際やその活動に対する人々の認知について研究していきたい。

引用・参考文献

- 1) 日本赤十字社：社史稿；第1巻1900：47.
- 2) 吉川龍子：日本赤十字社医療センター百年の歩み，4. 救護事業，1995：92.
- 3) 日本赤十字社岐阜県支部：赤十字ぎふ百年のあゆみ，第三章災害救助のはじまり，大戦前の平時救護の状況，1988：136.
- 4) 高橋有二：広域集団災害時の救護活動について，災害医学；XX1977：701-711.
- 5) 吉田久一：新・日本社会事業の歴史，勁草書房，2004：127-281.
- 6) 内閣官報局編：法令全書，第4巻，原書房，1871：428-429.
- 7) 内閣官報局編：法令全書，第8巻の1，原書房，1874：659-660.
- 8) 内閣官報局編：法令全書，第32巻の2，原書房，1874：264-267.
- 9) 中川和之，神戸都市問題研究所編：生活復興の理論と実践，第1章生活復興の基本政策，1999.
- 10) 日本赤十字社：社史稿；第1巻1900：1579-1582.
- 11) 芳賀栄二郎：磐梯山破裂の奇縁，博愛；578号1935：23-25.
- 12) 中村秀樹：トルコ軍艦遭難者救護の古事，博愛；506号1929：31.
- 13) 日本赤十字社：日本赤十字社発達史，第一章土耳其軍艦遭難の救護，日本赤十字社，1911：171-177.
- 14) 日本赤十字社：愛知岐阜両県震災救護成績報告（博物館明治村所蔵），1891.
- 15) 東京大学地震研究所所蔵：新聞切抜帖，1980.
- 16) 日本赤十字社：社史稿；第1巻1900：55.
- 17) 吉川龍子：災害救護と赤十字看護婦，厚生5月号，1995：4-6.
- 18) 日本中央女子短大史研究会：日赤看護婦の最初の災害救護活動，日赤医療センター報；110号1981.
- 19) 日本赤十字社：日本赤十字社沿革史全，日本赤十字社，1903：49.
- 20) 日本赤十字社：看護婦養成資料稿，1927：15.
- 21) 日本赤十字社：社史稿；第1巻1900：1566-1567.
- 22) 日本赤十字社：日本赤十字社発達史，第二章三陸海嘯被害の救護，日本赤十字社，1911：286-300.
- 23) 周防てふ他：同方座談会，同方；1(1)1928：37-41.
- 24) 日本赤十字社：日本赤十字社天災救護規則，1900.
- 25) 日本赤十字社：社史稿；第1巻1900：671-681.
- 26) 内閣官報局編：法令全書，第34巻の2，原書房，1901：303.
- 27) 日本赤十字社：社史稿；第1巻1900：1568-1573.
- 28) 日本赤十字社：例規類纂，本達第16号，日本赤十字社天災救護規則，1904.
- 29) 日本赤十字社：社史稿；第3巻1929：745-748.
- 30) 日本赤十字社：社史稿；第3巻1929：745-748.
- 31) 日本赤十字社：社史稿；第3巻1929：880.
- 32) 小澤武雄：小澤男爵講話百題，災害救護規定設定の趣意に就て(明四十四年九月四日)，博愛発行所，1916：509-519.
- 33) 日本赤十字社：社史稿；第3巻1929：747.

- 34) 日本赤十字社：社史稿；第3巻1929：1234-1235.
- 35) 日本赤十字社：例規類纂，本達甲第25号，日本赤十字社災害救護規則，1942：203-210.
- 36) 日本赤十字社：社史稿；第4巻1957：415-416.
- 37) 日本赤十字社：社史稿；第4巻1957：271.
- 38) 大震災の回顧，博愛；448号1924：30.
- 39) 高橋高：大正十三年大震火災救護業事摘要，博愛；456号1925：14-19.
- 40) 日本赤十字社愛知県支部：百年史，1988：123-125.
- 41) 日本赤十字社：社史稿；第6巻1972：207.
- 42) 災害救助法：法律第一八号，1947.
- 43) 日本赤十字社：社史稿；第6巻1972：195.
- 44) 日本赤十字社：社史稿；第6巻1972：217.
- 45) 災害対策基本法：法律第二二三号，1961.
- 46) 南裕子：災害看護学の確立に向けて；看護48(5)1996：84-88.
- 47) 尾山とし子金井悦子，小原真理子他：災害看護学確立に向けての基礎的研究 赤十字看護婦の国内災害救護活動状況，日本赤十字武蔵野短期大学紀要；(12)1999：39-44.
- 48) 小澤武雄：小澤男爵講話百題，災害救護規定設定の趣意に就て(明四十四年九月四日)，博愛発行所，1916：509-519.
- 49) 日本赤十字社：社史稿；第3巻1929：748-750.